



熊本県公報

第13367号
令和6年(2024年)
9月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 個人県民税の控除対象寄附金募集者の代表者の氏名の変更…………… (税務課) 1
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項…………… (団体支援課) 2
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 3
- 令和6年度(2024年度)職業訓練指導員試験合格者の決定…………… (労働雇用創生課) 3
- 熊本県営住宅等の指定管理者募集…………… (住宅課) 3
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 5
- 都市計画事業の事業認可(大津合志線外5路線)…………… (都市計画課) 5
- 都市計画事業の事業認可(合志インターチェンジアクセス線外1路線)…………… (//) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 6
- 登 載 依 頼**
- 熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令…………… (議会事務局) 7
- 令和6年度(2024年度)熊本県健康食生活・食育推進連携会議の開催…………… (健康食生活・食育推進連携会議) 7
- 令和6年度(2024年度)熊本県行政文書等管理委員会の開催…………… (行政文書等管理委員会) 8

告 示

熊本県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)9月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字越地 1525番2地先から 同所 1504番1地先まで	165.9	単道改

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)9月20日

熊本県告示第791号

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第19条の3の6第1項第1号の規定により個人県民税寄附金税額控除対象寄附金に係る変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 変更年月日 令和6年(2024年)4月1日
- 2 寄附金募集者の名称 独立行政法人国立病院機構
- 3 寄附金募集者の変更内容 代表者の氏名
- 4 変更後の代表者の氏名 理事長 新木 一弘

熊本県告示第792号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和6年9月20日

熊本県知事 木村 敬

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項
熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示第694号)の一部を次のように改正する。

第1条、第3条第1項、第4条第3項、第9条第2項及び別表第1中「鳥インフルエンザ」を「家畜疾病」に改める。

附 則

この要項は、令和6年9月20日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和6年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

公 告**熊本県公告第595号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字平川字亀甲1332番1、同1335番2、同1336番5、同1339番、同1340番1、同1340番3の一部並びに里道の一部及び水路の一部
10, 210.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区下硯川町2205番地
株式会社くまさんメディクス

熊本県公告第596号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字坂ノ下101番3及び同101番10
499.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区梶尾町1679番地7ハイアットII103号
杉本 博徳

熊本県公告第597号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中野4393番88の一部
950.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市幾久富1758番地110
株式会社生活情報ネット

熊本県公告第598号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字平島3204番4
223.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町花立一丁目4番22-103号 g r a c e - B
内田 唯

熊本県公告第599号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南方693番及び同694番1
1,828.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺二丁目1番28号
株式会社タウン開発

熊本県公告第600号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により実施した令和6年度(2024年度)職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。
令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

令和6年度(2024年度)職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1	2	18
------	---	---	----

熊本県公告第601号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。
令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
県営住宅、県営改良住宅、共同施設及び地区施設(以下「県営住宅等」という。)
 - (2) 所在地
熊本市、荒尾市、水俣市、宇土市、合志市及び菊池郡菊陽町
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 726,757.06平方メートル
イ 建物延床面積 533,099.57平方メートル
 - (4) 施設の概要
団地数42、管理戸数8,524戸(令和6年(2024年)9月1日現在)
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 入居者の公募に関する業務
 - (2) 入居者への指導及び連絡に関する業務
 - (3) 県営住宅等の明渡し手続に関する業務
 - (4) 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
 - (5) 駐車場の管理に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が県営住宅等の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 不測の事態が発生した場合に迅速に対応できる事業所を県内に有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取

- 引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 賃貸住宅を1,000戸以上管理していること。
- (9) 賃貸住宅の管理の経験を3年以上有していること。
- (10) 一級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。
- (11) 住宅の管理を受託しながら、責務を十分に果たせなかった事例がないこと。
- (12) 消費税の適格請求書等保存様式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた者又は指定期間が開始するまでに登録を受ける予定である者であること。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 熊本県営住宅指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県営住宅等の管理運営業務に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類で、国土交通省策定の共同企業体運用準則における特定建設工事共同企業体協定書（甲型）に準じて作成したもの）
- (ウ) 賃貸住宅管理実績申立書
- (エ) 一級建築士の資格を証明する書類の写し及びその者が常勤で在籍することを証する書類
- (オ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書
- (2) 申請書の提出先
- 熊本県土木部建築住宅局住宅課管理班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2550
ファックス番号096-384-5472
- (3) 提出期間
- 令和6年（2024年）10月1日（火）から令和6年（2024年）10月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により提出期間最終日の午後5時までに必着すること。
- 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本10部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
- 令和6年（2024年）10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において選定する。
- なお、選考委員会では、各委員が県の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5の(2)に定める場所で、令和6年（2024年）9月20日（金）から令和6年（2024年）10月18日（金）までの間に配布する。
- 8 説明会
- (1) 日時
- 令和6年（2024年）9月30日（月）午前10時00分から
- (2) 場所
- 県庁行政棟本館11階 土木部会議室
- (3) その他
- 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を5の(2)に定める提出先へ所定の様式によりあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 イ 必要な書類が提出されていなかったとき
 ウ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 エ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 オ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 カ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び選考委員会での検討のため複写することがある。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、県営住宅等の管理運営に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営御岳地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）9月20日

熊本県知事 木村敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営御岳地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年（2024年）9月24日から令和6年（2024年）10月22日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）9月20日

熊本県知事 木村敬

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和6年九州地方整備局告示第92号熊本都市計画道路事業3・2・101号大津合志線、3・3・51号菊陽空港線及び3・5・103号セミコンテクノパークアクセス線並びに大津都市計画道路事業3・2・10号大津合志線、3・3・2号室杉水線及び3・4・5号三吉原北出口線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市限府1272-10 熊本県県北広域本部
- 4 事業施行期間 令和6年（2024年）9月9日から令和11年（2029年）3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県合志市福原宇宮ノ上、宇上馬立及び宇大久保並びに熊本県菊池郡菊陽町大字原水字西上原、字北上原、字西佐渡原、字佐渡原、字大人足、字井手上、字村上、字古閑原上、字上長塚及び字小平ノ上並びに熊本県菊池郡大津町大字室字北出口及び字三郎松地内
 使用の部分 なし

熊本県公告第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）9月20日

熊本県知事 木村敬

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和6年九州地方整備局告示第93号熊本都市計画道路事業3・3・102号合志インターチェンジアクセス線及び3・4・52号下原堀川線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市隈府1272-10 熊本県北広域本部
- 4 事業施行期間 令和6年(2024年)9月9日から令和16年(2034年)3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県合志市福原字宮ノ上、字下馬立、字馬立、字上左右見、字下田久保、字小迫、字上村廻、字中村廻及び字下村廻並びに竹迫字古閑前、字御堂園及び字柳本並びに幾久富字今井戸、字御手洗、字下請地及び字笹山並びに上庄字東谷、字昭和及び字壺ノ口並びに熊本県菊池郡菊陽町大字原水字中長塚、字中堀川及び字中前通地内
 使用の部分 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字中長塚及び字中堀川地内

熊本県公告第605号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
TSUTAYA 八代松江店・お菓子の香梅八代松江店
八代市松江町字菰池516番1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社大豊石油 代表取締役 谷 知憲	鹿児島県奄美市名瀬小浜町31番1号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社大豊石油 代表取締役 谷 知憲	鹿児島県奄美市名瀬小浜町31番1号
株式会社お菓子の香梅 代表取締役 副島 健史	熊本市中央区白山一丁目6番31号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年(2025年)5月6日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,709平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No. 1 A棟敷地内 48台

駐車場No. 2 B棟敷地内 9台

駐車場No. 3 A棟敷地西側 6台

合計 63台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No. 1 A棟東側 14台

駐輪場No. 2 A棟西側 4台

駐輪場No. 3 B棟北側 5台

合計 23台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No. 1 A棟西側 17平方メートル

荷さばき施設No. 2 B棟西側 21平方メートル

合計 38平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設No. 1 A棟内南側 9.00立方メートル

廃棄物等保管施設No. 2 B棟内西側 0.74立方メートル

合計 9.74立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社大豊石油 午前9時00分から午後11時00分まで

株式会社お菓子の香梅 午前9時30分から午後6時30分まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 2箇所 計画地西側
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分まで
- 8 届出年月日
令和6年(2024年)9月5日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和6年(2024年)9月20日から令和7年(2025年)1月20日まで
- 10 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月20日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼**熊本県議会訓令第1号**

議会事務局

熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月20日

熊本県議会議長 山口 裕

熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程(平成18年熊本県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「高度情報化」を「デジタル化」に改める。
本則中「高度情報化の総合的かつ計画的な推進」を「行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進」に改め、「情報セキュリティ対策(高度情報化推進組織に関するものを除く。)」を「高度な情報セキュリティ対策(デジタル化推進組織に関するものを除く。)」に改め、「熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」を「熊本県デジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」に改め、「第5条及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年9月20日から施行する。

熊本県健康食生活・食育推進連携会議公告第1号

令和6年度(2024年度)熊本県健康食生活・食育推進連携会議を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)9月20日

熊本県健康食生活・食育推進連携会議

- 1 開催日時
令和6年(2024年)9月26日(木曜日)
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県防災センター 312会議室
- 3 議題
(1) 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画について
(2) 熊本県民食生活指針(案)の検討について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 食生活・食育班
(電話096-333-2252)

熊本県行政文書等管理委員会公告第2号

令和6年度(2024年度)第2回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。
令和6年(2024年)9月20日

行政文書等管理委員会会長 澤 田 道 夫

- 1 開催日時
令和6年(2024年)9月24日(火)
午後4時00分から(15分程度)
- 2 開催場所
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館9階 行政不服審査会室
委員はオンラインによる参加のため会場は事務局のみ
- 3 議題
(1) 熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部改正に関する諮問
(2) 熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部改正に関する諮問
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)